

昭和42年9月25日京都市交通局公告（京都市交通局の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

平成17年12月28日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第1項中「株式会社ユーエフジェイ銀行京都支店」を「株式会社三菱東京ユーエフジェイ銀行京都支店」に改める。

第2項第3号を次のように改める。

(3) 株式会社三菱東京ユーエフジェイ銀行（京都支店を除く。）

第2項中第5号を削り、第6号を5号とし、第7号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この改正公告は、平成18年1月1日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)